

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	第39号	(市町村課)	2
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	第40号	(職員厚生課)	3
○愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例	第41号	(航空対策課)	4
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第42号	(健康福祉総務課)	10
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	第43号	(子育て支援課)	11
○幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	第44号	(同)	12
○愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第45号	(医務国保課)	14
○職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例	第46号	(産業人材育成課)	14
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第47号	(建築指導課)	14

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、最初にその期日を告示される選挙から適用することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、同一の事由により障害厚生年金等と傷病補償年金又は休業補償とが併給される場合に傷病補償年金又は休業補償に乘じる調整率を引き上げることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとした。

◇愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 あいち航空ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)の観覧料その他の使用料の額を定めることとした。
- 2 ミュージアムの運営の業務を指定管理者に行わせることができることとした。
- 3 ミュージアムの展示物の観覧等に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとした。
- 4 自動二輪車の駐車場及びビジネス航空専用施設の使用料の額を定め、並びに会議室の使用料の額を引き下げることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行し、ミュージアムの管理及び利用等については、規則で定める日から適用することとした。ただし、4については、平成28年7月15日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 社会福祉法に基づき、法令に違反した等の社会福祉法人に対し、改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告する事務等を東三河広域連合に移譲することとした。
- 2 この条例は、平成28年8月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 保育所の保育士の数の基準に係る特例を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育に従事する職員の資格に関する認定の要件に係る特例を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第三十九号

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三

百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第五条第一項第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同項第二号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第六条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第四十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第五条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づいて支給された傷病補償年金及び休業補償は、改正後の条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十一号

愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例

愛知県名古屋飛行場条例（平成十六年愛知県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（会議室の利用の許可等）」に改め、同条中「若しくは」を「ビジネス航空専用施設若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、「（以下「会議室等」という。）」を削り、「者」を「者又は催事室を利用して講演会、展示会等を行おうとする者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 あいち航空ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の駐車場は、ミュージアムを利用する者でなければ、利用することができない。

第十三条第一項中「別表第二に定める額」の下に「（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあつては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）」を加え、「業務用施設使用料」を「ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料、催事室使用料」に改め、同項第五号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「業務用施設使用料」を「ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料、催事室使用料」に改め、同条第三項各号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（観覧料）

第十三条の二 ミュージアムにおいてミュージアムが主催して展示する航空機に関する展示物を観覧しようとする者は、別表第三に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

- 一 小学校就学前の者
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 四 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている知的障害者
- 五 次に掲げる者に付き添って観覧しようとする者。ただし、次に掲げる者一人につき二人以上の者が付き添うときは、そのうち一人に限る。
 - イ 第二号に掲げる者のうち身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載されているもの
 - ロ 第三号に掲げる者のうち精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されているもの

の

ハ 前号に掲げる者のうち療育手帳に第一種知的障害者と記載されているもの

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、観覧料を展示物の観覧後の知事が指定する日までに納付させることができる。

3 納付された観覧料は、特別の理由がある場合を除き、還付しない。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金)

第十三条の三 知事は、第十八条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第十二条第一項の利用（催事室又はミュージアムの駐車場の利用に限る。第六項において同じ。）及び前条第一項の展示物の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合においては、次に掲げる者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十三条第一項又は前条第一項の規定は、適用しない。

1 第十二条第一項の許可を受けた者（催事室又はミュージアムの駐車場の利用の許可を受けた者に限る。）

1 前条第一項の展示物の観覧をする者（同項各号に掲げる者を除く。）

3 利用料金の額は、別表第二に定める催事室使用料及び駐車場使用料（ミュージアムの駐車場に係るものに限る。以下この項において同じ。）の額に相当する額又は別表第三に定める観覧料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該催事室使用料及び駐車場使用料の額に相当する額又は当該観覧料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額とする。ただし、第十二条第一項の催事室の利用に係る利用料金については、特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあつては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。

6 第十三条第三項及び第四項の規定は第十二条第一項の利用に係る利用料金について、前条第一項から第四項までの規定は同条第一項の展示物の観覧に係る利用料金について準用する。この場合において、第十三条第四項並びに前条第二項及び第四項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第十六条中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「又は業務用施設」を「ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設又は催事室」に、「若しくは業務用施設」を「ビジネス航空専用施設、業務用施設若しくは催事室」に改める。

第十八条中「(以下「指定管理者」という。）」を削り、同条第四号中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「会議室等」を「飛行場のターミナルビル内の会議室、ビジネス航空専用施設若しくは

業務用施設、催事室又は駐車場」に改め、同条第五号及び第六号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条第七号中「若しくは業務用施設」を「、ビジネス航空専用施設、業務用施設若しくは催事室」に改め、同条に次の一号を加える。

九 ミュージアムを運営すること。

第二十三条第一項中「着陸料等」の下に「又は第十三条の二第二項の規定による観覧料」を加える。

附則第三項及び第五項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、附則第六項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「駐車場の利用(」を「駐車場(ミュージアムの駐車場を除く。)の利用(」に改める。

附則別表中備考以外の部分を次のように改める。

附則別表(附則第六項関係)

区 分		駐 車 場 使 用 料 の 額	
利用時間の全部が通常期にある場合	利用時間が二十四時間以内のとき	別表第二の規定の例により計算して得た額	
	利用時間が二十四時間を超え四十八時間以内のとき	普通自動車	駐車場への入場の時から二十四時間を経過した時から出場の時までを経過した利用時間(以下「二十四時間経過後の利用時間」という。)について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、〇〇〇円を加算した額(その額が一、五〇〇円を超えるときは、一、五〇〇円)
		自動二輪車	二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、五〇〇円を加算した額(その額が七五〇円を超えるときは、七五〇円)
	利用時間が四十八時間を超え三十六時間以内のとき	普通自動車	駐車場への入場の時から四十八時間を経過した時から出場の時までを経過した利用時間(以下「四十八時間経過後の利用時間」という。)について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、五〇〇円を加算した額(その額が二、〇〇〇円を超えるときは、二、〇〇〇円)
自動二輪車		四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、七五〇円を加算した額(その額が一、〇〇〇円を超えるときは、一、〇〇〇円)	

その他の場合	利用時間が三百三十六時間を超えるとき	普通自動車	駐車場への入場の時から三百三十六時間を経過した時から出場の時までには経過した利用時間(以下「三百三十六時間経過後の利用時間」という。)について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、〇〇〇円を加算した額
		自動二輪車	三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、〇〇〇円を加算した額
	利用時間が二十四時間以内のとき	普通自動車	別表第二の規定の例により計算して得た額
	利用時間が二十四時間を超え四十八時間以内のとき	普通自動車	二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、〇〇〇円を加算した額(その額が二、五〇〇円を超えるときは、二、五〇〇円)
		自動二輪車	二十四時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、〇〇〇円を加算した額(その額が一、二五〇円を超えるときは、一、二五〇円)
	利用時間が四十八時間を超え三百三十六時間以内のとき	普通自動車	四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、二、五〇〇円を加算した額(その額が三、〇〇〇円を超えるときは、三、〇〇〇円)
		自動二輪車	四十八時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、二五〇円を加算した額(その額が一、五〇〇円を超えるときは、一、五〇〇円)
	利用時間が三百三十六時間を超えるとき	普通自動車	三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、三、〇〇〇円を加算した額
		自動二輪車	三百三十六時間経過後の利用時間について別表第二の規定の例により計算して得た額に、一、五〇〇円を加算した額

別表第二中「第十三条」の下に、「第十三条の三」を加え、同表会議室使用料の項中「二一、七〇〇」を「七、六〇〇」に改め、同項の次に次の一項を加える。

ビジネス航空専用 施設使用料	一時間につき	一一、七〇〇
-------------------	--------	--------

別表第二業務用施設使用料の項の次に次の一項を加える。

催事室使用料	全日	四九、五〇〇
	時間外一時間につき	一一、〇〇〇

別表第二駐車場使用料の項を次のように改める。

駐車場使用料	駐 車 場 (ミュージアムの 除く。)	一 般 駐 車 場	期 混 雑	普通自動車	駐車場への入場一 台一回ごとに、一 時間経過後の利用 時間一時間につき	一一〇〇
				自動車	駐車場への入場一 台一回ごとに、一 時間経過後の利用 時間一時間につき	五〇
				自動車	駐車場への入場一 台一回ごとに、一 時間経過後の利用 時間一時間につき	一〇〇
			駐 定 期	大型自動車	一台一月につき	一五、〇〇〇
				普通自動車	一台一月につき	七、五〇〇
				自動車	一台一月につき	三、七五〇
		ミュージアムの駐車場	駐車場への入場一 台一回ごとに、一 時間経過後の利用 時間一時間につき	一一〇〇		

別表第二備考第一号中「駐車場」を「駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。）」に、「いう」を「、「全日」とは午前十時から午後七時までを、「時間外」とは午後七時以後をいう」に改め、同表備考第五号を削り、同表備考第六号イ中「千円」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イに次のように加える。

- (1) 普通自動車 千円

(2) 自動二輪車 五百円

別表第二備考第六号口中「二千円」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号口に次のように加える。

(1) 普通自動車 二千円

(2) 自動二輪車 千円

別表第二備考中第六号を第五号とし、第七号の前に次の一号を加える。

六 一般駐車及びミュージアムの駐車場の一時間経過後の利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

別表第二備考第七号を次のように改める。

七 催事室を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 (第十三条の二、第十三条の三関係)

区	分	単 位	観 覧 料 の 額 (単 位 円)
個人	中学生又は小学生	一人一回につき	五〇〇
	大学生又は高校生	一人一回につき	八〇〇
	その他の者	一人一回につき	一、〇〇〇
団体 (二十人以上)	中学生又は小学生	一人一回につき	四〇〇
	大学生又は高校生	一人一回につき	六四〇
	その他の者	一人一回につき	八〇〇
航空交通の発達に資する博物館その他の施設として知事が定めるものをミュージアムと併せて観覧する方法として知事が定める方法により観覧する場合	中学生又は小学生	一人一回につき	四〇〇円以内で知事が定める額
	大学生又は高校生	一人一回につき	六四〇円以内で知事が定める額
	その他の者	一人一回につき	八〇〇円以内で知事が定める額
中学生又は小学生が学校行事として観覧する場合及び当該場合においてこれらの者の引率者が観覧する場合		一人一回につき	三〇〇

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（ビジネス航空専用施設に係る部分に限る。）、第十三条第一項及び第二項の改正規定（ビジネス航空専用施設使用料に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条第四号及び第七号の改正規定（ビジネス航空専用

施設に係る部分に限る。)、附則別表備考以外の部分及び別表第二会議室使用料の項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同表駐車場使用料の項の改正規定(あいち航空ミュージアムの駐車場に係る部分を除く。)並びに同表備考第六号イ及びロの改正規定は、平成二十八年七月十五日から施行する。

- 2 改正後の愛知県名古屋飛行場条例の規定(あいち航空ミュージアム及びあいち航空ミュージアムの駐車場に係る部分に限る。)は、規則で定める日以後のあいち航空ミュージアムの管理及び利用、展示物の観覧並びにあいち航空ミュージアムの駐車場の管理及び利用について適用する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十二号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第六の十四の項(十二)中「法人からその業務若しくは会計の状況に関し、報告を徴し、又は職員に法人の業務及び財産の状況」を「業務等の状況に関し報告をさせ、又は職員に事務所等に立ち入り、業務の状況等」に改め、同項中(十九)を(二十三)とし、(十八)を(二十二)とし、同項(十七)中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に、「法人の事業の概要等」を「法第四十四条第五項の書類等」に改め、同項中(十七)を(二十一)とし、(十六)を(十八)とし、(十八)の次に次のように加える。

(十九) 法第五十七条の二第二項の規定により適当な措置をとることが必要である旨の意見を受けること。

(二十) 法第五十七条の二第二項の規定により情報の提供等を求めること。

別表第六の十四の項(十五)中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同項(十五)を同項(十七)とし、同項(十四)中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同項(十四)を同項(十六)とし、同項(十三)中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「法人に対し、必要な措置を採るべき」を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、同項中(十三)を(十五)とし、(十二)の次に次のように加える。

(十三) 法第五十六条第四項の規定により必要な措置をとるべき旨を勧告すること。

(十四) 法第五十六条第五項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。

附 則

この条例は、平成二十八年八月一日から施行する。ただし、別表第六の十四の項（十二）から（十五）まで及び（十七）の改正規定は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年愛知県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び四項を加える。

（保育所の保育士の数に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）が不足していることに鑑み、当分の間、第六条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第六条に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第六項の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第六条に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前二項の規定を適用するときは、保育士（児童福祉法第十八条の十八第二項の登録を受けた者をいい、附則第三項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二項の規定の適用がないとした場合の第六条により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成二十六年愛知県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による」を「第六条中「満三歳以上満四歳未満の幼児」とあるのは「満三歳以上の幼児のうち、幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園をいう。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児おおむね三十人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の幼児のうち、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)」と「満四歳以上の幼児」とあるのは「満四歳以上の幼児のうち、長時間利用児」とする」に改める。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十四号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年愛知県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び五項を加える。

(教育及び保育に従事する職員の資格に関する認定要件に係る特例)

5 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第四条第一号の規定により置くこととされる職員の数が一人となる場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、第四条第一号及び第二号の規定により置くこととされる職員のうち一人は、幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者としてすることができる。

6 第五条第一号に定める者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第九項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第九項において同じ。)をもって代えることができる。

7 第五条第二号に定める者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭

若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は保育士をもって代えることができる。この場合において、これらの者（幼稚園の教員の免許状を有する者を除く。）は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。

8 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を超える場合における第五条各号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を差し引いて得た数の範囲で、幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。

9 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第四条第一号の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第六項	第五条第一号に定める者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第七項	第五条第二号に定める者	幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は保育士
前項	第五条各号に定める者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年愛知県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による」を「第四条第一号八中「満三歳以上満四歳未満の子ども」とあるのは「満三歳以上の子どものうち、一日に四時間程度幼稚園と同様に利用するものであるもののおおむね二十人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どものうち、一日に八時間程度保育所と同様に利用するものであるもの」と、同号二中「子ども」とあるのは「子どものうち、一日に八時間程度保育所と同様に利用するものであるもの」

とする」に改める。

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十五号

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例（平成二十年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十六号

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成二十四年愛知県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「中学校を卒業した者」の下に「、同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十七号

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例

愛知県建築基準条例（昭和三十九年愛知県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二百二十九条の二第二項」を「第二百二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二百二十九条の二の二第二項」を「第二百二十九条の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

